

花園大学学位規程

平成6年4月1日
制定

改正	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成18年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成28年3月25日
	平成28年11月30日（全部改正）	令和3年4月1日
	令和8年4月1日	

（目的）

第1条 この規程は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験および学力認定の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の授与）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

学士（文学） 学士（社会福祉学） 学士（臨床心理学） 学士（教育学）

修士（文学） 修士（社会福祉学） 修士（臨床心理学）

博士（文学）

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与するものとする。

2 前項に定める学位授与は、本学学則の定めるところにより、学長が連合教授会の意見を聴いてこれを行う。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定める学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、学長が大学院委員会の意見を聴いてこれを行う。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 第1項に定める学位授与は、本学大学院学則の定めるところにより、学長が大学院委員会（文学研究科）の意見を聴いてこれを行う。

4 第2項に定める学位授与は、学長が大学院委員会（文学研究科）の意見を聴いてこれを行う。

（学位授与の申請）

第6条 第4条に関する学位の授与を申請する者は、学位論文3通に所定の学位審査願を添え、相当する大学院委員会を通じて学長に提出するものとする。

2 第5条第1項及び第2項に関する学位の授与を申請する者は、文学研究科専攻博士課程（後期）運営委員会を通じて学長に提出するものとする。

3 第5条第1項及び第2項に関する学位の授与を申請する者の学位論文審査料は別表1のとおりとする。

（学位論文の審査）

第7条 学長は、前条第1項により提出のあった学位論文を受理したときは、大学院委員会に審査及び試験を委嘱するものとする。

2 前条第2項により提出のあった学位論文の申請及び審査については別に定める。

3 大学院委員会は、審査員3名を選定し、主査委員を定める。

4 審査は論文審査及び、直接口頭による総合試験又は面接により学力の確認を行うものとする。

- 5 学位論文（修士・博士）に係る審査基準については、別に定める。
- 6 主査委員は、論文審査及び学力の確認の要旨、評点を記録した成績報告票を大学院委員会に提出し、意見を開陳するものとする。

（学位記の交付）

第8条 学長は、学位の授与を決定した者については、学位簿に登録し、所定の学位記を交付して学位を授与する。また学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

（学位の名称）

第9条 本規程により博士、修士又は学士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記しなければならない。

（論文要旨等の公表）

第10条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文全文の公表）

第11条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には大学院委員会の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学院委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前各項の規定による公表は、大学の協力を得て、花園大学学術情報リポジトリ上で公表するものとする。

（学位授与の報告）

第12条 博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から3月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位の取消）

第13条 本大学において学位の授与を受けたものに次の事実があった場合、学長は、学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。

- （1）不正な方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- （2）不正な方法を用いて作成された論文によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（規程の改廃）

第14条 本規程の改廃は、学長が大学院委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、2016（平成28）年3月25日から施行する。
- 3 本規程は、2016（平成28）年11月30日から施行する。
- 4 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 5 本規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。

別表1（第6条第3項関係）

申請時の身分	学位論文審査料
本学博士課程2年次修了以降、単位修得満期退学後3年以内の者	無料
上記を除く本学出身者	200,000円
他大学等出身者	500,000円